

令和元年 11 月 20 日

えひめ消費者ネットと株式会社フォーサイトとの間で
差止請求に関する協議が調ったことについて

消費者契約法第 39 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項を公表する。

記

1. 協議が調ったと認められるものの概要

(1) 事案の概要

本件は、適格消費者団体である特定非営利活動法人えひめ消費者ネット（以下「えひめ消費者ネット」という。）が、株式会社フォーサイト（以下「フォーサイト」という。）に対し、同社のウェブページ上の宅建通信講座販売価格の表示について、実際に販売された価格よりも高い価格を、「当店通常価格」等最近相当期間にわたって販売されていた価格であるとの印象を与えるような名称を付して比較対照価格（自己の販売価格よりも高い他の価格をいう。以下同じ。）として自己の販売価格に併記して表示しているところ、このような表示は、不当景品類及び不当表示防止法第 5 条第 2 号^(※)の規定に該当するとして、その改善を求めた事案である。

(※) 不当景品類及び不当表示防止法

(不当な表示の禁止)

第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

一 〔略〕

二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの

三 〔略〕

注) 上記の差止請求が行われた日現在の規定

(2) 結果

令和元年 9 月 9 日、フォーサイトは、えひめ消費者ネットに対し、原則、二重価格表示（自己の販売価格に比較対照価格を併記して表示することをいう。以下同じ。）を行わない表示へと変更した旨、また、例外として、キャンペーン等で二重価格表示を行う場合には「最近相当期間にわたって販売された価格」の確認を十分に行った上

で表示するよう徹底している旨を回答した。

これを受けて、えひめ消費者ネットは、フォーサイトによる是正状況について確認し、申入れの趣旨に沿う内容の改善がなされたものとして、申入れを終了した。

2. 適格消費者団体の名称

特定非営利活動法人えひめ消費者ネット（法人番号 6500005002225）

3. 事業者等の氏名又は名称

株式会社フォーサイト（法人番号 8010001101986）

4. 当該事案に関する改善措置情報^(※)の概要

なし

(※) 改善措置情報とは、差止請求に係る相手方から、差止請求に係る相手方の行為の停止若しくは予防又は当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとった旨の連絡を受けた場合におけるその内容及び実施時期に係る情報のことをいう（消費者契約法施行規則第14条、第28条参照）。

以上

【本件に関する問合せ先】

消費者庁消費者制度課 電話：03-3507-9165

URL：http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/index.html